

「安全保障貿易管理ガイドンス（入門編）（案）」に関する意見提出結果

3月25日、表題ガイドンス草案への意見公募結果が公表されました。当事務所から提出した意見10本の結果を記します。

1. 要約

意見要旨	結果
<p><b>【意見1】</b> 大量破壊キャッチオール規制の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「明らかチェック」も含めての分かりやすい補足を希望</li> </ul>	○ 採用
<p><b>【意見2】</b> 「許可申請手続きの流れ」の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修整提案（審査期間は「変更」→「変動」）</li> </ul>	— 無視
<p><b>【意見3】</b> 取引審査のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスト規制品の許可申請に対する政府審査基準を、企業が「どのように参考にするのか」説明を要望</li> </ul>	× 不採用
<p><b>【意見4】</b> 輸出管理体制における責任者の役割と選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修整提案（「該非判定責任者」→「該非確認責任者」）</li> </ul>	× 不採用
<p><b>【意見5】</b> 実務マニュアル例 I. 該非判定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修整提案（省令に基づく詳細判定の前段階でのチェック内容は「政令1～15項の品目に該当するものがあるか」 →「品目分類として政令1～15項で挙げるものに該当するものがあるか」</li> </ul>	× 不採用
<p><b>【意見6】</b> 具体的な該非判定の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修整提案（2項「ベローズ弁にアングルバルブは含まれるか」 →「そのアングルバルブは、ベローズ弁であるか」）</li> </ul>	○ 採用
<p><b>【意見7】</b> 具体的な該非判定の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修整提案（3項「①～③の1つでも満足しないなら非該当」 →「①は細目の1つでも満足しないなら非該当、②③も同様」</li> </ul>	○ 採用
<p><b>【意見8】</b> 該非判定書（記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外向け判定書の文例の追加掲載を要望</li> </ul>	× 不採用 (改めて検討)
<p><b>【意見9】</b> 用途チェックシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表行為⑦の細目aとdについて「告示で定めるものを除く」の追記を提案</li> </ul>	× 不採用
<p><b>【意見10】</b> ⑥出荷チェックリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該非判定・用途／需要者確認は出荷部門の守備範囲外につきチェック対象から外すことを提案</li> </ul>	○ 採用

## 2. 意見と結果の詳細

### 【意見1】 大量破壊キャッチオール規制の要件 (P.8) について

- ・需要者要件についての記述は、「入門編」の読者にはむずかしすぎるように感じます。  
「明らかチェック」も含めての分かりやすい補足を希望します。

### 【理由】

- ・本テキストには「明らかチェック」についての説明がありません。  
わずかに外国ユーザーリスト掲載需要者の扱いという形で「用いられないことが明らかな場合を除き」と間接的に言及されているのみです。
- ・P.8には脚注8で「明らかガイドライン」の名前が登場しますが、これは「入門編」の読者にとって「読めばわかる」というものではありません。
- ・なおP.8では「脚注8を見よ」のマークが、「外国ユーザーリストに掲載されている場合」に附されておりません。これは単純ミスと思います。

### 【結果】

ご指摘を踏まえ、需要者要件について「明らかチェック」等の説明を追記させていただきます。

※ 正式版には下記補足が追加されました。



#### 「明らかガイドラインシート」の活用

需要者要件を確認するにあたり、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが「明らかなき」を判断するツールとして、別添資料「④明らかガイドラインシート」を活用することを推奨します。通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報から、本シートのチェック項目を確認し、判断していただきます。

確認の結果、「明らかなき」と判断できない場合には許可申請が必要になります。

**【意見 2】 「許可申請手続きの流れ」の注意 (P. 17) について**

<原文>

経済産業省における審査期間は、原則として申請の受理から 90 日以内 (※) となっており、該当項番及び取引の状況等によって審査の期間は**変更**します。

↓

「変更」は「変動」に改めた方がよいと思います。

**【理由】**

- ・「変更」とは当局側で「この品目は何日間にしよう」と能動的に変える場合の表現です。しかしここでは「なりゆきで期間が延びることもある」という意味の、いわば受動的に変わってしまう可能性を述べようとしているものと思います。それならば表現は「変動」がベターでしょう。

**【結果】**

2.25 付け結果報告書では全く言及されず。

単なる見落としなのか、「論ずるに足らず」という黙殺なのかは不明ですが。

**【意見 3】 「取引審査のポイント」(P. 30) について**

- ・テキストは、リスト該当品の許可審査基準を参考にすることを求めています。  
たしかに「参考価値」のある審査基準ですが、非該当品の社内審査は別次元のものです。
- ・「どのように参考にするのか」についての補助線的説明を別途ご用意いただきたいと思います。

**【理由】**

- ・「入門編」読者のレベルでは、「どのように参考にするのか」判断が困難であり、基準①～④の言葉尻だけとらえて審査不合格と即断してしまうケースが予想されます。
- ・たとえば、軍関係ユーザー向けというだけで基準③に則り「それは軍用という懸念用途だ」と判断するケースが考えられます。「軍事品を扱っている」で有罪ならば、「軍用」も当然有罪ですから。
- ・それでは短絡にすぎる（より総合的な判断が必要）と思いますし、別表第3 地域向け案件ではそもそも法的規制対象にすらなりません。
- ・軍関係機関へ納入することに伴い、企業にレピュテーションリスクが生ずることは十分考えられますが、それは法令遵守とは別次元の問題です。両者をいっしょくたにしてはなりません。
- ・「許可審査4基準」を社内審査に持ち込む考え方は、歴代の説明会テキストでも説かれていたものですが、だからといって説明もなくそのまま「参考にせよ」とするのは賛成できません。

**【結果】**

ご意見ありがとうございます。非該当品については、国や貨物の機微度、取引の相手方等により様々なケースが想定されるため、社内審査を行う中で、取引審査の判断に迷うような場合は当省にご相談いただければと思います。

※ 要するに「どう参考にするのか」は「個別に本省に相談してくれ」ということですね。（それならテキストにもはっきりそう書いておけばいいのに）

※ テキストの問題箇所を要点のみ再掲します；

**取引審査のポイント**

経済産業省では、以下の基準 28 により輸出許可等の審査を行っています。

これらの基準を参考に取引審査を行ってください。

- ① 貨物・技術が需要者に到達することの確実性
- ② 需要者が貨物・技術を使用することの確実性
- ③ 貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性
- ④ 貨物・技術が適正に管理されることの確実性

**【意見4】 「輸出管理体制における責任者の役割と選任」(P. 38) について**

- ・「該非判定の責任者」は「該非確認の責任者」に変えた方がよいと思います。

**【理由】**

- ・《遵守基準省令》で使われている表現は「該非確認」です。
- ・また購入品の場合は、他社の判定結果を「チェックして確認」するのが任務ですから。

**【結果】**

遵守基準省令では「該非確認」としていますが、「該非判定」の方がより一般的であることから、原案のとおりとさせていただきます。

**【意見 5】 「実務マニュアル例 I. 該非判定について」(別添1の P.1) について**

## &lt;原文&gt;

1. 該非判定部門の担当者(以下「該非判定者」という。)は、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術(以下「貨物等」という。)が、以下の政令の品目に該当するものがあるか否かを確認する。

貨物の場合：輸出令別表第1の第1項から第15項まで

技術の場合：外為令別表の第1項から第15項まで

## &lt;意見&gt;

- ・「以下の政令の品目に該当」を「品目分類として、以下の政令で挙げるものに該当」に変更してはどうでしょうか？
- ・輸出管理フロー図冒頭の「該非判定」のブロックも同様です。

**【理由】**

- ・「品目に該当する」だと、例えば「輸出令別1の5項に該当」を「5項規制(5項中欄)に該当」と錯覚しやすいと思います。
- ・後段をきちんと読めばそれは誤解とわかりますが、日頃「5項該当貨物」＝「5項中欄該当貨物」と呼ぶ習慣を持っている私たちには、上記の錯覚が生じやすいのです。まして「入門編」の読者が相手であることを考えれば、誤解につながる要素は減らしておくべきだと思います。

**【結果】**

ご指摘の「品目分類として、以下の政令で挙げるもの」よりは、「政令で定める品目」という文言の方が一般的であるため、原案のとおりとさせていただきます。

※ うーん。それを「一般的」というんですかねえ？

「一般的」に、「政令で定める品目」と言ったら、それは規制該当品、すなわち「1～15項中欄の品目」だと思います。

一方、<原文>の意図は次のようなものでありました；

- ・例えば集積回路であれば、輸出令別表第1の7項に規制がある。もし「省令(6条)で定める仕様のもの」であれば、「政令で定めるもの」として原則要許可となる。
- ・したがって「政令で定めるもの」であるかどうかを判断するため、その集積回路の仕様を省令に照らしてチェックする流れになる。
- ・そのためにまずは「集積回路という品目が、1～15項のどこかで言及されているか」を確認せよ。

つまりこの段階では「政令で定める品目＝規制該当品」か否かではなく「政令で言及されている分類の品目」であるかを確認することを求めていたわけです。

どうも噛み合わない感じが致します。

※ 上記の問題は、輸出管理フロー図冒頭の「該非判定」のブロックにも当てはまります。

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>該非判定</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 貨物が輸出令別表第 1 の 1 項～ 15 項に該当するか？</li><li>▶ 技術が外為令別表 の 1 項～ 15 項に該当するか？</li><li>▶ 貨物等省令の使用に合致するか？</li></ul> |
|-------------|--|

このブロックにおける「1 項～ 15 項に該当するか？」はどのような意味でしょう？

明らかに「1～15 項の規制に該当するか？」ではありません。例えば集積回路とかバルブのような「品名として 1～15 項に登場するものか？」という意味ですよね。

それを前頁の意見募集結果報告では「政令で定めるもの」と呼んでいるわけだ。

しかしこの呼び方は、必ずしも「一般的」とは言い難いのです。例えば経産省サイトにおける非該当証明書の文例です。

当社が該非判定を行った結果、以下の貨物は輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 までの項のいずれの項にも該当しないことを証明します。
---

この文例の考え方では「1～15 項に該当」とは、「1～15 項の規制（1～15 項の中欄）に該当」を意味しますよね？

少なくともこの文例を作った人と、《入門編》の作者とで用語法が異なるということが見て取れます。

**【意見 6】 「具体的な該非判定の事例」(別添 2 の STEP3) について**

1) 2 項の確認事項「ベローズ弁にアングルバルブは含まれるか」は

「そのアングルバルブは、ベローズ弁であるか」の方が

また

2) 4 項の確認事項「サーボ弁にアングルバルブは含まれるか」は

「そのアングルバルブは、サーボ弁であるか」の方が

適切だと思います。

**【理由】**

・ 1) と 2) について

・ アングルバルブの中には「ベローズ弁に分類されるもの」も「分類されないもの」もあります。

同様に「サーボ弁に分類されるもの」も「分類されないもの」もあります。

・ つまり一般論として、「その品目分類にアングルバルブが含まれるか？」を問うことは意味がありません。個別の議論として「そのアングルバルブの場合はどうか？」を問う方が適切かと思えます。

**【結果】**

ご指摘のとおり修正させていただきます。

2  
項  
原  
案

貨物・技術の合体マトリクス表にある「ベローズ弁」の内容を確認します。D 列にある仕様の内容を確認すると、「ベローズ弁であって」「呼び径が 5 A 以上」「内容物と接触する全ての部分の材質等」が規定されていますので、以下を確認します。ステップ 2 で準備した情報だけで判定出来ない時は、追加で情報を収集し判定を行います。

- ・ ベローズ弁にアングルバルブは含まれるか
- ・ 呼び径は 5 A 以上か

2  
項  
正  
式  
版

貨物・技術の合体マトリクス表にある「ベローズ弁」の内容を確認します。D 列にある仕様の内容を確認すると、「ベローズ弁であって」「呼び径が 5 A 以上」「内容物と接触する全ての部分の材質等」が規定されていますので、以下を確認します。ステップ 2 で準備した情報だけで判定出来ない時は、追加で情報を収集し判定を行います。

- ・ そのアングルバルブはベローズ弁であるか
- ・ 呼び径は 5 A 以上か

**【意見7】 「具体的な該非判定の事例」(別添2のSTEP3)について**

- ・3項(2)7の判定方法に関する次のくぐりは誤解を招きやすいと思います。

この結果、①～③までに掲げる仕様の規定のうち、いずれか1つでも該当しないことが確認できれば、輸出令別表第1の第3項(2)7には「非該当」と判定されます(仮に、①のイの規定のうち、材質等が合致すれば、輸出令別表第1の第3項(2)7に「該当」)。

↓

次のように変更してはどうでしょうか？

この結果、①は呼び径・材質という仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当。同様に②も③も書かれている仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当と判定されます。(例えばイは①規定のうち、材質等が合致しても呼び径が10A以下ならばイには非該当)

**【理由】**

- ・一見した限りだと「①～③のいずれかに該当しなければ規制外」と錯覚しがちです。よく読めばそれは間違いとわかりますが、「入門編」の読者が相手ですから、誤解につながりかねない要素は取り除いておく方がよいと思います。
- ・括弧部分…イの規定のうち材質等が合致すれば規制該当…は明らかに誤りです。たとえ「材質等」がガラス・フッ素樹脂のような規制対象のものであっても、「呼び径」が規制要件を満足しなければ、そのバルブは「イに非該当」だからです。

**【結果】**

ご指摘のとおり修正させていただきます。

原  
案

✚ この結果、①～③までに掲げる仕様の規定のうち、いずれか1つでも該当しないことが確認できれば、輸出令別表第1の第3項(2)7には「非該当」と判定されます(仮に、①のイの規定のうち、材質等が合致すれば、輸出令別表第1の第3項(2)7に「該当」)。

正  
式  
版

✚ この結果、①は呼び径・材質という仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当。  
同様に②も③も書かれている仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当と判定されます。(例えばイは①規定のうち、材質等が合致しても呼び径が10A以下ならばイには非該当)

**【意見8】 「該非判定書（記載例）」（別添2）について**

- ・記載内容は大変すばらしいと思います。
- ・これは「社内チェック用」の該非判定書ですが、「社外用（非該当証明用）」の作成例も併せて掲載されることを希望します。

**【理由】**

- ・判定書には前述のように、社内用と社外用の2種類があります。名称は同じですが、期待される役割に応じて、書き方も変わってきます。
- ・社内用は、できるだけ詳しく書くことが必要ですが  
社外用は、結論（規制該非）を中心に簡潔に表現することが望まれます。
- ・名称が同じだけに読者も混乱しやすく、さらなるご配慮を期待する次第です。

**【結果】**

社外用の該非判定書は、他社からの依頼により発行するものです。本ガイダンスでは入門編として、社内での該非判定手続を中心に説明しております。社外提出用の該非判定書については、今後の検討において、参考とさせていただきます。

**【意見9】 「用途チェックシート」(別添3) について**

・別表行為のチェック事項⑦は次のように書かれています。

- ⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
- a 化学物質の開発若しくは製造
  - b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵
  - c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
  - d 宇宙に関する研究

・このうち細目 a と d について「告示で定めるものを除く」旨の注記を加えてはいかがでしょうか？

**【理由】**

・《核兵器等開発等省令》別表第六号には「告示で定めるものを除く」旨の括弧書きが施されています。

**【結果】**

ご指摘の除外規定の注記については、解釈違いによる誤判断等を回避するため、原案とのとおりとさせていただきます。なお、用途チェックリスト等の帳票類は適宜修正して対応頂くことを想定しており、輸出者等の判断において、用途チェックリストを加工し運用して頂いても構いません。

※ 「帳票類は適宜修正して対応頂くことを想定」とはつまり、「所詮は参考用に示したもの」であるから「そんなに重く受け止めず、みなさんで自由に変えていいよ」ということ。

「適宜修正」できるリテラシーの持ち主を、この《入門編》は読者に想定しているわけですね。しかしそれはフィクションではないでしょうか？

**【意見 10】 「⑥出荷チェックリスト」(別添 3) について**

- ・ 次の 3 つの設問のチェックを、出荷部門に負わせるのは不適切であり削除すべきだと思います。
  - 1) 該非判定は、最新の法令等に基づき判定されているか。
  - 2) 用途確認は、適切に行われているか。
  - 3) 需要者確認は、適切に行われているか。
- ・ 次の設問 4) は「審査結果 G” 承認” であるか」に変更することが望ましいと思います。
  - 4) 取引審査票は、最終判断権者の決裁を得ているか

**【理由】**

- ・ 設問 1)2)3) は、取引審査部門が責任をもってチェックすべきことであり、敢えて出荷部門にさせる性格のものではありません。出荷部門にさせるとすると、業務の重複が生じ非効率ですし、同時にチェック内容の形骸化（どうせ相手がやってくれていると思ってしまう）にもつながります。また CP 届出企業でもそのような重複的なチェックを行っているところは少数であろうと思います。
- ・ 設問 4) は焦点がずれています。審査票に責任者印があることは勿論大事ですが、それより重要なのは審査の結論だからです。

**【結果】**

ご指摘を踏まえ、出荷チェックリストの内容を修正させていただきます。

原  
案

該非判定は、最新の法令等に基づき判定されているか。
用途確認は、適切に行われているか。
需要者確認は、適切に行われているか。
取引審査票は、最終判断権者の決裁を得ているか。
出荷される貨物又は提供される技術が取引審査票及び出荷書類と同一であるか。
輸出等の許可が必要な輸出等か。
輸出等の許可が必要な場合、許可証を取得済みであるか。

正  
式  
版

「①該非判定書」が、該非判定責任者によって承認されているか。
「⑤取引審査票」が、最終判断権者によって承認されているか。
出荷する貨物又は提供お p する技術が、該非判定や取引審査を行った貨物又は技術と同一であるか。
輸出等の許可が必要な場合は、許可証を取得済みであるか。
許可証を取得した場合には、許可を取得したものと出荷する貨物又は技術が同一であるか。